

東日本大震災復興対策担当大臣
平野 達男 様

原子力災害に伴う肉用牛の安全
確保等に関する緊急要望書

平成23年7月18日

福島県知事 佐藤雄平

原子力災害に伴う肉用牛の安全確保等に関する緊急要望

東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害は、県民生活のあらゆる面にわたり大きな影響を及ぼすとともに、農林水産業においても極めて深刻な被害をもたらしている。

今般、東京食肉市場に搬入された本県産牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、その後の調査により、その原因が放射性セシウムに汚染された稻わらを給与したことによるものと判明した。

これを受け、11都県で稻わら等の利用に関する緊急調査が行われるとともに、放射性セシウムに汚染された牛肉が流通していることも確認されたことから、牛肉に対する消費者の不安ばかりでなく、生産現場での農家の不安も極限に達している。

消費者に安全な牛肉を提供し、安心して食べてもらえるよう最大限努力することは産地側の責務であるが、今回の問題は、国策として推進してきた原子力発電所の事故に伴う「災害」であり、かつ、広域的な対策が不可欠な問題であることから、この対策に万全を期すことは、国の責務である。よって、下記のことについて、国が責任を持って実現するよう強く要望する。

記

1 全頭検査を実施できる体制の構築

最大の安全策である牛肉の全頭検査に必要なと畜及びモニタリング体制を国 の責任で早急に構築すること。

2 牛肉出荷制限の解除ルールの明確化

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限をかける場合には、解除するためのルールを併せて明確に示すこと。

3 畜産農家に対する支援策の実施

- (1) 出荷制限により出荷が困難となる牛を全頭買い上げるなど、畜産農家の経営が維持できるよう措置すること。
- (2) 粗飼料の現物支給など、畜産経営に必要な飼料の確保を図ること。